

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、無人航空機を活用した企業等の業務の内製化等を支援することを目的として、当該企業等が無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）を取得する際に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無人航空機 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。
- (2) 無人航空機操縦者技能証明 法第132条の40に規定する技能証明をいう。
- (3) 限定変更 法第132条の52第1項に規定する変更をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、企業、大学、研究機関その他団体（以下「事業者」という。）であって、千葉市内に本社又は事業所を置くものとする。ただし、本補助金の申請日の属する会計年度（各年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）の前年度から起算して3年前までの間に、本補助金を活用していない者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 事業者が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
- (7) 事業者が所在する市区町村の市町村民税又は特別区民税を滞納している者

(補助の対象となる技能証明等)

第4条 補助の対象となる技能証明（以下「補助対象技能証明」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び要件確

認申立書（様式第 1 号の 2）に関係書類を添付したうえで市長に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第 6 条 市長が補助金の交付の決定をする場合において附する条件は、規則第 5 条第 1 項の規定によるほか、市長が指定した期日までに取得した技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを市長へ提出することとする。

（交付決定通知）

第 7 条 規則第 6 条の規定による通知は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）によるものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の規定により事業者が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請取下届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（変更交付の申請等）

第 9 条 事業者は、規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定に該当するときは、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第 4 号）により市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

3 事業者は、規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により市長の承認を得なければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認する場合は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により通知する。

5 事業者は、規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に該当するときは、速やかに千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金遅延等報告書（様式第 8 号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

6 事業者は、第 1 項及び第 3 項に規定する申請書等には、関係書類を添付しなければならない。

（状況報告）

第 10 条 規則第 10 条の規定による報告は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金状況報告書（様式第 9 号）により、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の規定による報告は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金実績報告書（様式第 10 号）により、関係書類を添付したうえで指定する期日

までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

(交付の請求)

第13条 事業者は、規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付請求書（様式第12号）に関係書類を添付したうえで市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）によるものとする。

(返還命令)

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金返還命令書（様式第14号）によるものとする。

(補助金の経理)

第16条 事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助事業に関する書類を、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第17条 市長は、必要と認めるときは、事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(経過報告)

第18条 事業者は、市等が主催するイベント・セミナー等による事例発表等による普及啓発及び経過報告に協力することとする。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月8日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象技能証明	区分	1 一等無人航空機操縦士 2 二等無人航空機操縦士 ただし、1及び2の同時での申請は不可とする。
	種類	1 基本 2 昼間飛行の限定変更 3 目視内飛行の限定変更 4 最大離陸重量25kg未満の限定変更
補助対象経費	1 登録講習機関における入学金及び講習受講費用又は指定試験機関における実地試験費用 2 指定試験機関における学科試験費用 3 身体検査費用 4 技能証明書交付手数料	
補助率	補助対象経費の2分の1。 ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	
補助限度額	1件につき200千円	

補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まない。

附則

令和6年8月1日 一部改正

附則

令和7年7月8日 一部改正

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

法人・団体名

代表者職氏名

※申請者（法人代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請書

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

現在行っている 事業の概要	
無人航空機の活用方法	
技能証明取得予定者	氏名 生年月日 年 月 日 所属部署名・役職
技能証明の種類	資格の区分 ☐ 一等無人航空機操縦士 ☐ 二等無人航空機操縦士
	機体の種類 ☐ マルチローター ☐ ヘリコプター ☐ 飛行機
	限定変更 ☐ 目視内→目視外 ☐ 昼間飛行→夜間飛行 ☐ 最大離陸重量 25kg 未満→25kg 以上 ☐ 限定変更なし
講習機関での受講予定	☐ あり（以下に記載） ☐ なし 講 習 機 関 名 講習機関住所
補助事業の着手予定日 (講習機関への入校日等)	年 月 日
技能証明取得予定日	年 月 日
補助金交付申請額	金 円
添付書類	1 技能証明取得予定者が雇用保険の適用を受けていることが確認 できる書類（雇用保険被保険者証の写しなど） 2 補助対象経費の積算等が確認できるもの（任意様式） 3 要件確認申立書（様式第 1 号の 2）

(本件担当者)

所属		職名・氏名	
電話番号		E-mail	

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

法人・団体名

代表者職氏名

※申立者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

要件確認申立書

千葉県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づき、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱に係る交付申請を行うに当たり、規則第 4 条の 2 第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、いずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第 17 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	補助金額の確定後
交 付 条 件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 市長が指定した期日までに取得した技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを市長へ提出すること。 5 上記 4 が実施できない場合、それまでに要した補助事業の経費について、補助金を交付しない。
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
法人・団体名
代表者職氏名

※届出者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定の通知があつた標記補助事業について、下記の理由により取り下げたいので、千葉市補助金等交付規則第 7 条第 1 項及び千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届出します。

記

理 由	
-----	--

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
法人・団体名
代表者職氏名

※申請者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、下記のとおり（経費配分・内容）を変更したいので、千葉県補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 1 号及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	・変更後の事業計画書（事業内容、予算計画（経費内訳）、実施体制図、スケジュール等が確認できるもの） ・経費変更の場合、配分変更の内容が確認できる書類 ・その他市長が必要とする書類

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

千葉市長

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
補 助 金 交 付 予 定 時 期	
交 付 条 件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 市長が指定した期日までに取得した技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを市長へ提出すること。 5 上記 4 が実施できない場合、それまでに要した補助事業の経費について、補助金を交付しない。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
法人・団体名
代表者職氏名

※申請者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、下記の理由により補助事業を（中止・廃止）したいので、千葉市補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 2 号及び千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により申請します。

記

中 止 （ 廃 止 ） す る 事 業 の 内 容 等	
中 止 （ 廃 止 ） の 理 由 ※中止（廃止）の理由は、できる だけ詳細に記入すること。	
中 止 の 期 間 （ 廃 止 と な る 日 ）	年 月 日 ～ 年 月 日
添 付 書 類	下記の書類の写し ・補助金交付決定通知書 ・その他市長が必要とする書類

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

住 所

氏 名

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認することとしたので通知します。

年 月 日

千葉市長

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
廃 止 承 認 理 由	

不服申し立て等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
法人・団体名
代表者職氏名

※報告者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金遅延等報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記
補助事業について、遅延が発生することとなったため、千葉県補助金等交付規則第 5 条
第 1 項第 3 号及び千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 9
条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況	
遅延等の内容及び原因	
遅延等に対する措置	
今後の予定	

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
法人・団体名
代表者職氏名

※報告者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金状況報告書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定の通知があつた補助事業について、千葉市補助金等交付規則第 1 0 条及び千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況	
-----------	--

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
法人・団体名
代表者職氏名

※報告者（法人代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた千葉市
無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金に係る事業実績について、千葉市補助金
等交付規則第 1 2 条及び千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要
綱第 1 1 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
技能証明書取得日	年 月 日
添 付 書 類	1 登録講習機関での受講を証明する証明書等 2 技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請 内容の審査完了通知の写し 3 経費内訳書及び当該経費の根拠資料（領収書等） 4 その他市長が必要とする書類

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け実績報告書により、次のとおり 年度千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金を確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

千葉市長

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円
補 助 金 の 確 定 額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
法人・団体名
代表者職氏名

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付請求書

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

〔 年 月 日付け千葉県達 第 号により交付確定〕

(添付書類)

- ・ 補助金交付決定通知の写し
- ・ 補助金額確定通知の写し

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号

千葉市達 第 号
年 月 日

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
還付すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。